

北朝鮮による日本人拉致問題は重大な人権侵害問題として
早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成 14 年（2002 年）の日朝首脳会談以降、5 名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、12 名の政府認定の拉致被害者はいまだ北朝鮮に残されたままである。このほかにも、拉致の可能性を排除できない行方不明者は 875 名（令和 2 年（2020 年）10 月現在）にのぼり、その中には狛江市に関係のある方もおられる。

これまで、北朝鮮は、我が国の主権並びに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきた。平成 20 年（2008 年）8 月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通告により、合意事項が実施されない状況が続いている。

平成 30 年（2018 年）6 月の米朝首脳会談において、朝鮮半島の非核化を宣言する共同声明が発表されるとともに、拉致問題が提起された。拉致事件の発生から既に 40 年以上が経過しており、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって狛江市議会は政府等に対し、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、拉致問題を完全に解決するため、平成 14 年（2002 年）の日朝平壤宣言の精神に立って、拉致問題をはじめ、核問題などの包括的解決を図るという立場を堅持し、国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話も進めるなど、あらゆるチャンスを逃さず重大な人権侵害問題として全力で解決に向け、さらなる取り組みを進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）12月22日

東京都狛江市議会
令和3年12月22日 原案可決

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
内閣官房長官 様
拉致問題担当大臣
国家公安委員会
委員長
衆議院議長
参議院議長